

亀山市告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、道路の占用を制限する区域を指定するので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和5年1月12日

亀山市長 櫻井 義之

第1

1 道路の種類 市道

2 路線番号 20103

3 路線名 小野白木線

4 占用を制限する区域

(1) 起点 小野町字北谷673番3地内

(2) 終点 小野町字北谷612番21地先

5 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限を開始する日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保できないと認められる場合は、この限りでない。

6 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

7 占用の制限を開始する日 令和5年4月1日

第2

1 道路の種類 市道

2 路線番号 20104

3 路線名 亀田小川線

4 占用を制限する区域

- (1) 起点 羽若町字西野 8 6 0 番 2 地内
- (2) 終点 羽若町字西野 8 2 9 番 2 1 地先

5 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限を開始する日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保できないと認められる場合は、この限りでない。

6 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

7 占有の制限を開始する日 令和 5 年 4 月 1 日

第 3

1 道路の種類 市道

2 路線番号 2 0 1 1 2

3 路線名 国一側道栄町川合線

4 占有を制限する区域

- (1) 起点 栄町字上西野 1 4 6 5 番 1 地先
- (2) 終点 川合町字菰田 1 2 8 7 番 3 地内

5 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限を開始する日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保できないと認められる場合は、この限りでない。

6 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

7 占有の制限を開始する日 令和 5 年 4 月 1 日

第 4

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21810
- 3 路線名 国一側道下り2号線
- 4 占用を制限する区間

- (1) 起点 川合町字菰田1287番16地内
- (2) 終点 栄町字上西野1482番11地内

- 5 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限を開始する日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保できないと認められる場合は、この限りでない。

- 6 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

- 7 占用の制限を開始する日 令和5年4月1日

第5

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21812
- 3 路線名 栄町川合線
- 4 占用を制限する区間

- (1) 起点 川合町字菰田1288番19地内
- (2) 終点 川合町字菰田1290番1地内

- 5 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限を開始する日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保できないと認められる場合は、この限りでない。

- 6 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

大を防止するため

7 占用の制限を開始する日 令和5年4月1日

第6

1 道路の種類 市道

2 路線番号 21813

3 路線名 国一東野公園跨道橋線

4 占用を制限する区間

(1) 起点 川合町字菰田1287番3地内

(2) 終点 川合町字菰田1288番19地内

5 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限を開始する日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保できないと認められる場合は、この限りでない。

6 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

7 占用の制限を開始する日 令和5年4月1日